

赤い羽根共同募金のご協力について

石垣市共同募金委員会

共同募金運動は今年で70回目を迎えます。

赤い羽根共同募金運動が、10月1日から12月31日までの3か月の間、全国一斉に展開されます。

石垣市でも寄付者皆様の暖かいご理解と各婦人会・各公民館や募金ボランティアのご協力のもと赤い羽根共同募金運動を実施いたします。

○募金活動の方法について

「戸別募金」.. 各婦人会や各公民館の皆さんのが、地域の各家庭を訪問して募金を呼びかけます。

「街頭募金」.. 募金ボランティアの皆さんのが街角や人の集まる場所で募金を呼びかけます。

「大口募金」.. 大口募金員が企業を訪問して寄付を依頼します。

「職域募金」.. 企業の従業員の方に職場での募金を依頼します。

【問い合わせ・詳細について】
石垣市社会福祉協議会
TEL 0980-84-2211
※街頭募金ボランティアを募集しています。

【問い合わせ・詳細について】
石垣市社会福祉協議会
TEL 0980-84-2211
※街頭募金ボランティアを募集しています。

【問い合わせ・詳細について】
石垣市社会福祉協議会
TEL 0980-84-2211
※街頭募金ボランティアを募集しています。

赤い羽根
共同募金

10月1日▶12月31日

介護長寿課からのお知らせ

●高齢者の「障害者控除対象者認定書発行」について

■要介護認定を受けている方の障害者控除
身体障害者手帳などをお持ちでない方も、所得税や市・県民税の申告で市が発行する認定書を添付することで障害者控除を受けることができます。

【対象者】

65歳以上の要介護認定者で、障害などにより日常生活における自立度が一定条件に該当する方

※すでに身体障害者手帳をお持ちの方は該当しません。

●「おむつ代の医療費控除の証明書発行」について

■おむつ費用の医療費控除

所得税や市・県民税の申告で、おむつ代の領収書に**医師や市が発行する証明書**を添付すると、医療費控除を受けられます。

①医師発行の証明書が必要な方

要介護認定を受けていない方、またはおむつ費用の税申告が**1年目**の方は※主治医にご相談ください。

②市発行の証明書で申告できる方

【対象者】要介護認定者

見書きで「寝たきり状態にあり、尿失禁の発生可能性があること」を確認できる方、及びおむつ費用の税申告が**2年目**以降の方

※「介護保険施設に入所中の方」は、控除の対象となりません。

「本人又は扶養者が非課税で申告をする必要のない方」は該当しませんのでご注意ください。

【問い合わせ】石垣市介護長寿課 電話：82-7158

【持参する者】介護保険被保険者証、申請者印鑑

環境課からのお知らせ

石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の規定に基づき、全市民及び関係団体等の協力を得て、「秋の大清掃」を実施します。

実施期間は平成28年10月17日（月）～10月23日（日）となります。

●10月17日（月）

磯辺団地・磯辺第二団地・宮良団地・登野城団地
新川団地・新川第二団地・真喜良団地・真喜良第二
真喜良第三団地・県職住宅真栄里・国家公務員宿舎
平真団地・磯辺・白保・真栄里ユータウン・前原タウン

●10月18日（火）

大川・石垣・美崎町・崎枝・川平・大嵩・仲筋
吉原・米原・富野・大田・伊土名・多良間・下地
兼城・栄

●10月19日（水）

双葉・新栄町・浜崎町

●10月20日（木）

登野城・天川・八島町・大浜・高田・三和・川原
於茂登・開南・嵩田・名蔵・元名蔵

●10月21日（金）

大里・星野・伊野田・大野・伊原間・明石・久宇良
吉野・平久保

●10月23日（日）

新川・平得・真栄里・宮良（各公民館等役員対応。）

皆様ひとり1人のお力が、さらに住みよい石垣市へと繋がりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

【問い合わせ】石垣市環境課 電話：82-1285

ダニ媒介感染症に注意を！

平成28年度8月に県内でマダニによる初めての感染者が確認されました。マダニが媒介するウイルスに感染すると、発熱、頭痛、恶心、食欲低下、筋肉痛、進行すればめまい、痙攣、知覚障害、意識障害がみられます。国内では平成25年に初めて感染が確認され、これまでに203人が感染。そのうち、48人が死亡しています。マダニの咬着が認められた場合は、早めに医療機関を受診してください。

◇予防対策

- ①公園や野原へ出かけた時は、直接地面に肌を触れないこと。 ②草むらへ入る時は肌を露出しない。
- ③ペットの犬や猫などに寄生することもありますので注意が必要です。

【お問い合わせ先】石垣市健康福祉センター 電話：0980-88-0088